

# 運航基準

令和8年4月3日  
株式会社太閤コミュニケーション

## 目次

- 第1章 目的
- 第2章 運航の可否判断
- 第3章 船舶の航行

第1章 目的  
(目的)

第1条 この基準は、安全管理規程に基づき、小樽港内・運河クルーズ航路及び小樽港内・運河ナイトクルーズ航路の船舶の運航に関する基準を明確にし、もって航海の安全を確保することを目的とする。

第2章 運航の可否判断

(発航の可否判断)

第2条 船長は、発航前に運航の可否判断を行い、発航地港内の気象・海象が次に掲げる条件の一に達していると認めるときは、発航を中止しなければならない。

港	気象・海象	風速	波高	視程
小樽港		7m/s以上	0.5m以上	300m以下

2 船長は、発航前において、航行中に遭遇する気象・海象（視程を除く。）に関する情報を確認し、次に掲げる条件の一に達するおそれがあると認めるときは、発航を中止しなければならない。

風速	7 m/s以上	波高	0.5 m 以上
----	---------	----	----------

3 船長は、前2項の規定に基づき発航の中止を決定したときは、旅客の下船、保船措置その他の適切な措置をとらなければならない。

(基準航行の可否判断等)

第3条 船長は、周囲の気象・海象（視程を含む）に関する情報を確認し、基準航行を継続した場合、船体の動揺等により安全な運航が困難となるおそれがあると認めるとき又は周囲の視程が300m以下となったときは、基準航行を中止し、減速、適宜の変針、反転等の適切な措置をとらなければならない。

(入港の可否判断)

第4条 船長は、入港予定港内の気象・海象に関する情報を確認し、次に掲げる条件の一に達していると認めるときは、入港を中止し、適宜の海域での錨泊、抜港、臨時寄港その他の適切な措置をとらなければならない。

港名	気象・海象	風速	波高	視程
小樽港・第1期運河		7m/s以上	0.5m以上	300m以下

(運航の可否判断等の記録)

第4条の2 運航管理者は、運航の可否判断、運航中止の措置を運航管理日誌に記録するものとする。運航中止基準の達した達するおそれがあった場合における運航継続の措置については、判断理由を記載すること。記録は適時まとめて記載してもよい。

第3章 船舶の航行

(運航基準図等)

第5条 運航基準図に記載すべき事項は次のとおりとする。なお、運航管理者は、当該事項のうち必要と認める事項について運航基準図の分図、別表等を作成して運航の参考にするものとする。

- (1) 起点、及び終点の位置並びにこれら相互間の距離
- (2) 航行経路（針路、変針点、基準経路の名称等）
- (3) 標準運航時刻（起点、終点の発着時刻）
- (4) 通航船舶により、通常、船舶がふくそうする海域
- (5) その他航行の安全を確保するために必要な事項

2 前項によることが困難な場合は、航行経路付近に存在する浅瀬、岩礁等航行の障害となるものの位置、当該障害物を回避するための避險線等、必要と認める事項を記載した航行海域図を作成するものとする。

3 船長は、基準経路、を常用海図に記入して航海の参考に資するものとする。  
(基準経路)

第6条 基準経路は、運航基準図に記載のとおり、常用基準経路とする。  
(速力基準等)

第7条 速力基準は、次表のとおりとする。

(船舶：第七天祐丸、TELME-III)

速力区分	速力	毎分機関回転数
最微速	2ノット	800rpm
運河内速力	3ノット	1000rpm
微速	5ノット	1200rpm
半速	8ノット	2800rpm
航行速力	17ノット	5000rpm

2 船長は、速力基準表を船橋に掲示しなければならない。

(通常連絡等)

第8条 船長は、基準経路上の次の(1)の地点を通過したときは運航管理者に、(2)の事項を連絡しなければならない。

(1) 折り返し地点、運航基準図に記載する地点

(2) 連絡事項

① 通過地点名

② 通過時刻

③ 天候、風向、風速、波浪、視程の状況

④ その他入港予定時刻等運航管理上必要と認める事項

2 運航管理者は、航行に関する安全情報等船長に連絡すべき事項が生じた場合は、その都度速やかに連絡するものとする。

(入港連絡等)

第9条 船長は、着岸5分前となったときは、運航管理者又は運航管理補助者に次の事項を連絡しなければならない。

(1) 入港予定時刻

(2) 運航管理者又は運航管理補助者の援助を必要とする事項

2 前項の連絡を受けた運航管理者又は運航管理補助者は、船長に次の事項を連絡するものとする。

(1) 着岸岸壁の使用船舶の有無

(2) 着岸岸壁付近の停泊船舶の状況

(3) 岸壁付近の風向、風速、視程、波浪 (風浪、うねりの方向、波高) 及び潮流 (流向、流速)

(4) その他操船上の参考となる事項

(連絡方法)

第10条 船長と運航管理者又は運航管理補助者との連絡は、次の方法による。

区分	連絡先	連絡方法
(1) 通常の場合	当該船舶が航行又は停泊している地点を管理する営業所	携帯電話
(2) 緊急の場合	本社又は最寄りの営業所	携帯電話

(機器点検)

第11条 船長は入港着岸 (棧) 前、棧橋手前50m 等着岸地の状況に応じ安全な海域において、機

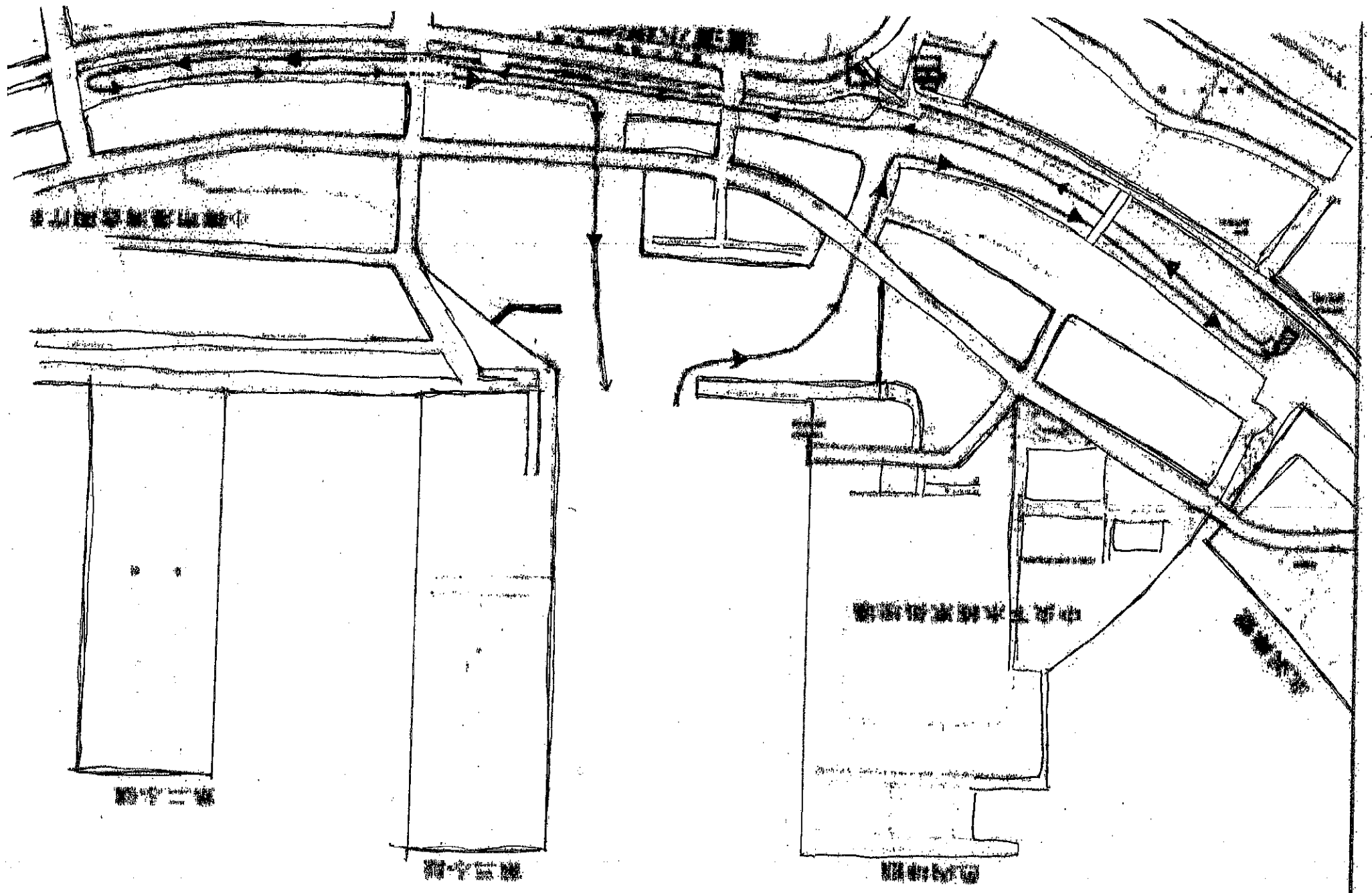
関の後進、船等の点検を実施する。一日に何度も入出港を繰り返す場合も同様である。

(記録)

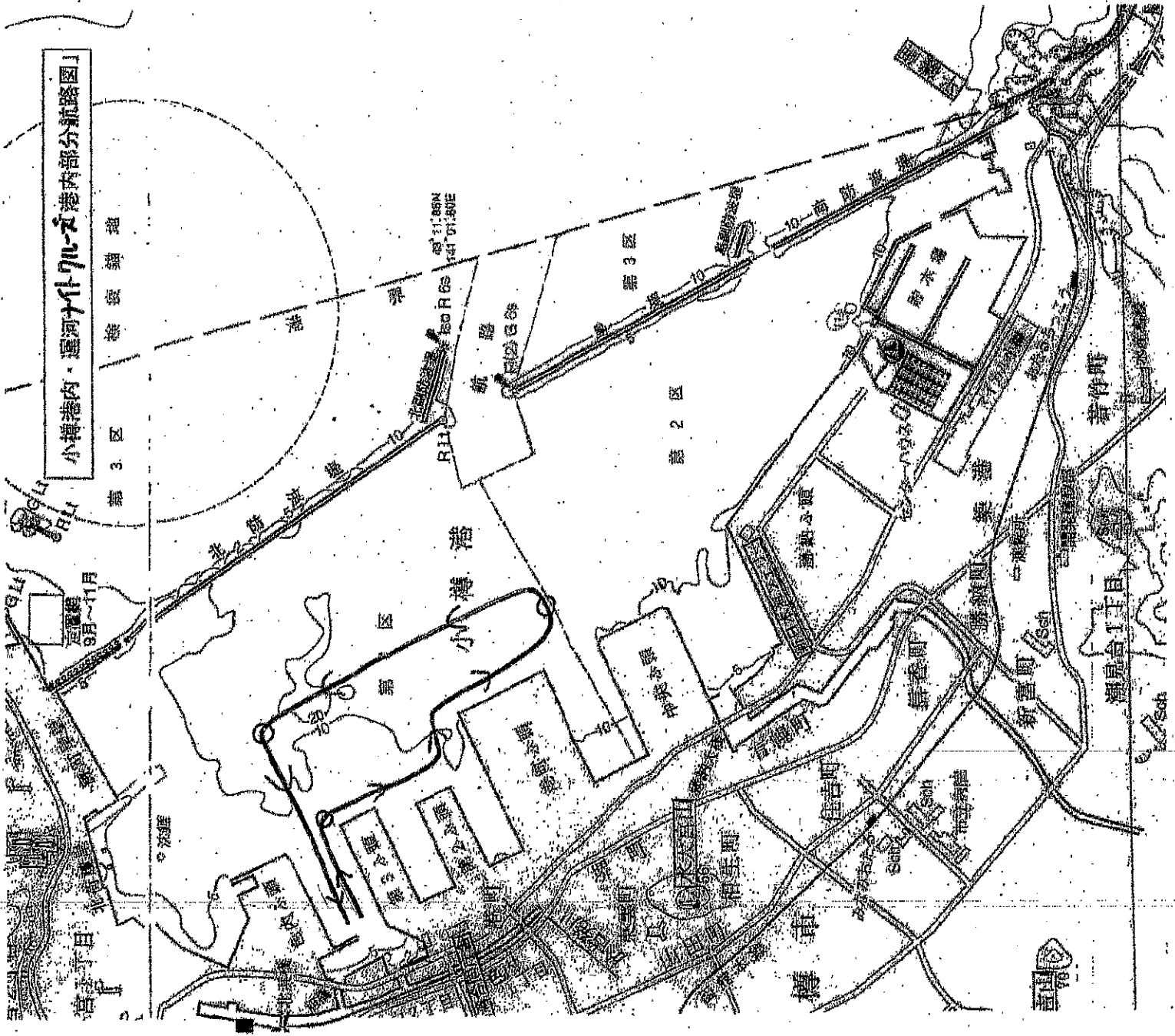
第12条 船長及び運航管理者は、基準航路の変更に関して協議を行った場合は、その内容を運航管理日誌に記録するものとする。



小樽港内・運河クル一又「運河部分植略圖」



小樽港内・運河ナイル-港内部分航路図



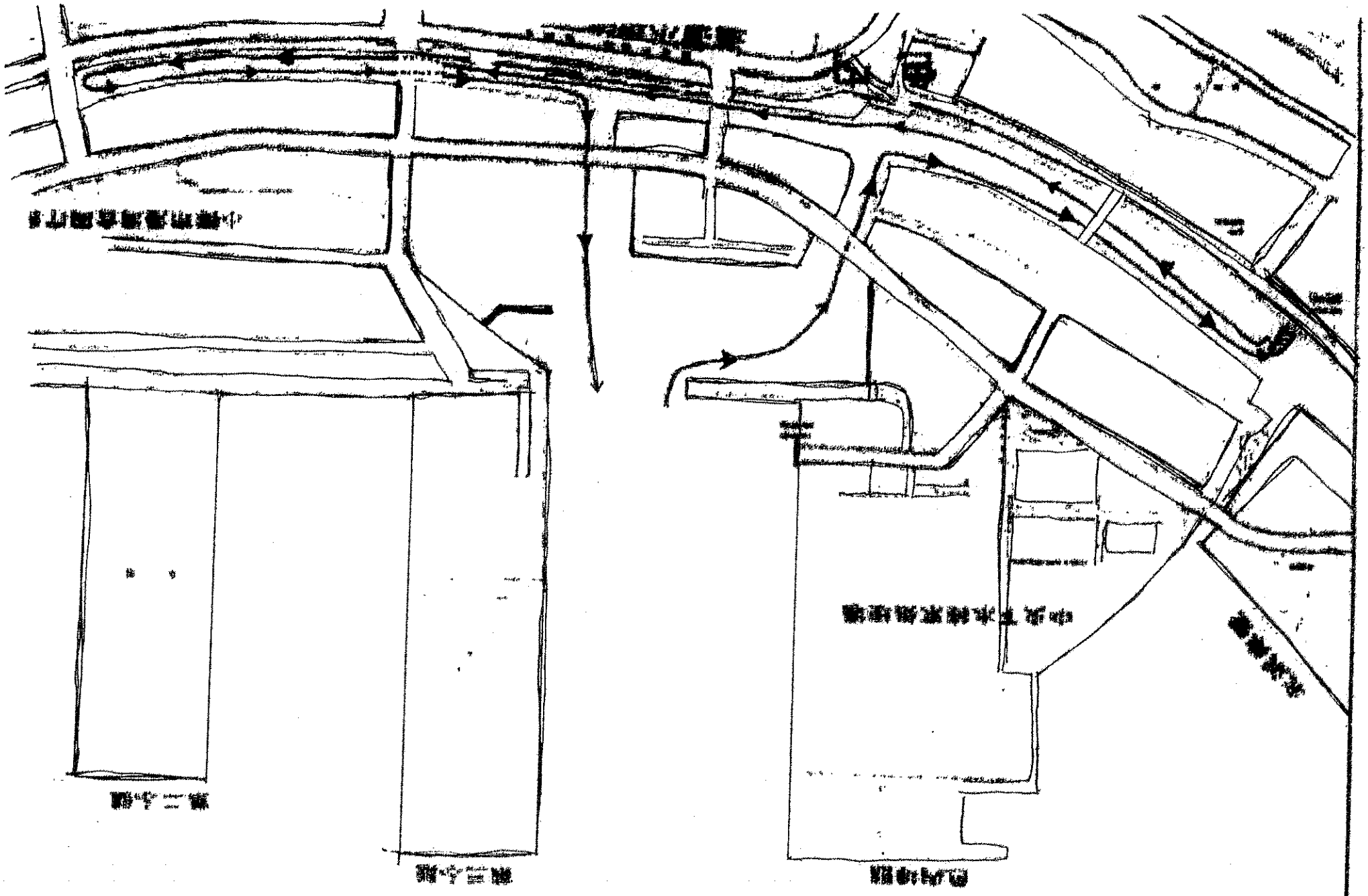
- (1) 基準航路 (乗降場) の位置、係点 (埠頭) の位置、船路、係点 (埠頭) 等
- (2) 船隻が運航管理区、運行管理施設等と連絡を取るべき地点

TELME-Ⅲ  
船舶名：第7 天祐丸

航路名 小樽港内・運河ナイル-港内クルーズコース部分

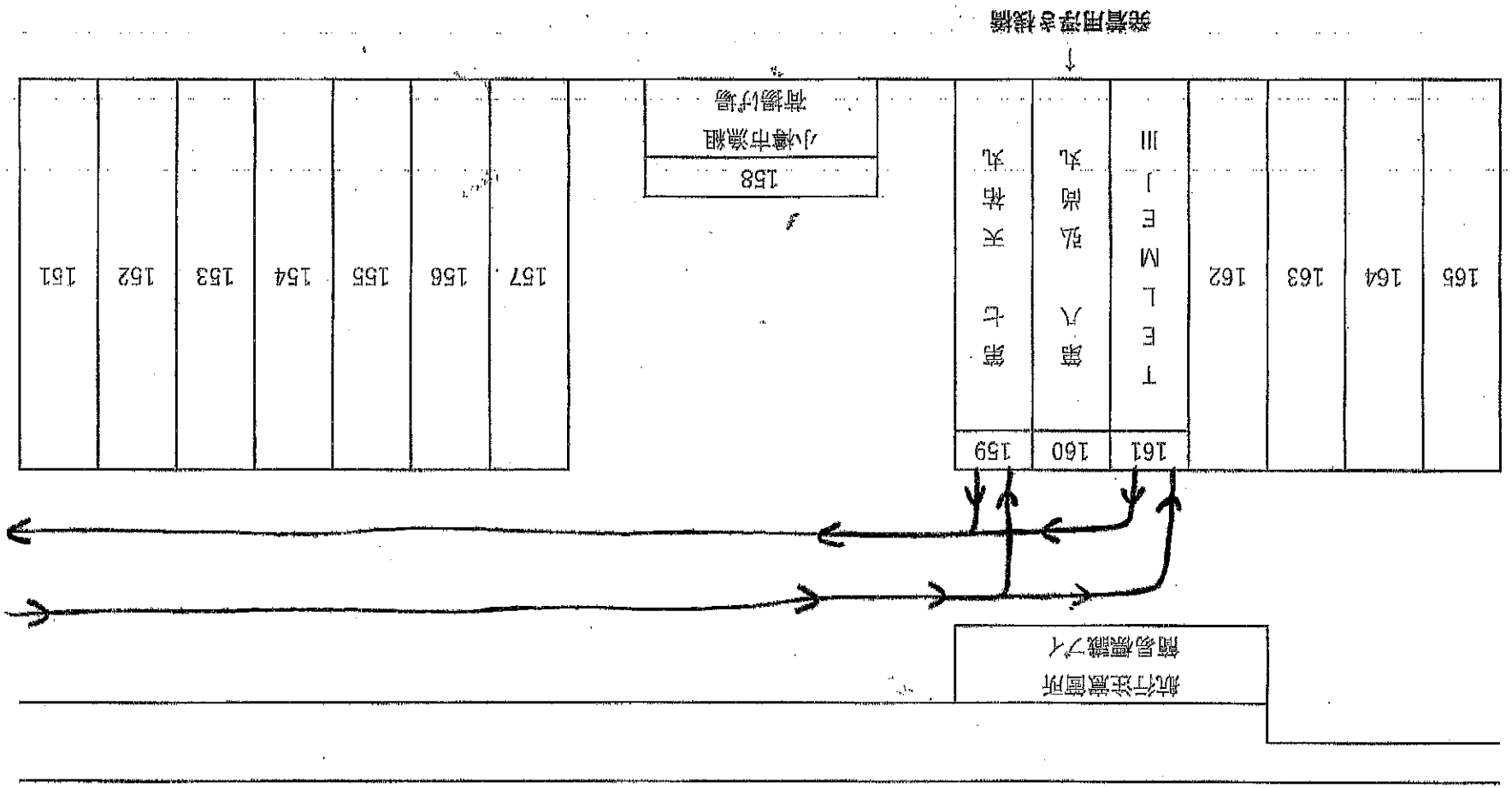
第1期運河 (北運河) ~ 運河周回 ~ 月見橋 ~ 港内 ~ 第3区頭  
港町 ~ 頭 ~ 色内 ~ 頭 ~ 第1期運河

小橋港内 - 運河「外川」 - 「運河部分航路図」



第一期運河(北運河)部分

発着位置図



発着位置

小樽市漁組  
荷揚げ場

航行注意箇所  
簡易標識

161  
160  
159  
T E M I E 川  
第八  
第九  
第七

165  
164  
163  
162  
157  
156  
155  
154  
153  
152  
151